

# 学校法人法政大学内部通報者の保護等に関する規程

規定第1036号

一部改正 2016年 4月 1日 2017年 3月 3日  
2017年11月 8日 2022年 4月 1日  
2024年 6月 1日 2025年 6月12日  
2026年 9月25日

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 本規程は公益通報者保護法（平成16年法律第122号，以下「保護法」という。）に基づき，学校法人法政大学（付属校を含む，以下「本法人」という。）における内部通報の処理体制及びその内部通報を行った者（以下「通報者」という。）の保護，その他必要な事項について定める。

2 本規程に基づく内部通報への対応は，法令違反行為の早期発見及び是正並びに再発防止を目的として行うものとし，調査は，その目的を達成するために必要な範囲で実施するものとする。

### (内部通報の定義)

第2条 本規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 内部通報とは，本法人の業務若しくは組織又は役員，評議員若しくは教職員に法令違反行為が生じており，又はまさに生じようとしていることについて，第4条に定める通報受付窓口に対して行われる通報をいう。

(2) 公益通報とは，前号の内部通報のうち，その通報対象事象が保護法第2条第3項に該当する通報をいう。

(3) 準公益通報とは，第1号の内部通報のうち，前号の公益通報に該当しない通報をいう。

2 次の各号に掲げる事項に関する通報等は，この規程における内部通報には該当しない。

(1) 本法人におけるハラスメントに関する通報。当該通報は，「ハラスメント防止・対策規程」により対応する。

(2) 公的研究補助金等の不正使用に関する通報。当該通報は，「公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程」により対応する。

(3) 研究活動上の不正行為に関する告発。当該告発は，「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」により対応する。

(4) 本法人の事業と無関係な私生活上の法令違反行為についての通報。

(5) 法令違反を伴わない苦情，要望，意見又は相談に該当するもの。

(6) その他，第1条第2項の趣旨に反するもの。

### (通報者)

第3条 本規程において通報を行うことができる者は，次の各号に定める者（以下，まとめて「教職員等」という。）とする。

(1) 本法人の役員，評議員及び教職員（名称の如何を問わず本法人と雇用関係を有する者を含む）

(2) 本法人の施設で勤務する派遣労働者及び業務委託先の労働者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）に規定する特定受託業務従事者（フリーランス）を含む）

(3) 本法人に在籍する大学院生，学生，生徒

(4) 通報日の前1年以内において前各号のいずれかであった者

### (通報受付窓口)

第4条 通報受付窓口は，総務部総務課及び総長の指定する弁護士（以下「弁護士」という。）とする。

2 通報を受けた弁護士は，総務部総務課に対し通報内容を連絡する。また，当該弁護士が，本規程に定める通報者への各種連絡・通知を行う。

### (通報方法)

第5条 通報は、原則として氏名及び所属部署等（以下「氏名等」という。）を記入のうえ、文書（電子メール等の電磁的文書を含む。以下同様。）により行うものとする。その際、通報者は原則として、総務部総務課が指定する書式を用いることとする。

2 通報受付窓口は、通報内容を確認する必要があるときは、通報者に対し連絡をする場合がある。

3 氏名等の記入がない通報に対しては、連絡先が明記されている場合を除き、本規程に定める通報者への各種通知は行わない。

（通報の誠実性）

第6条 通報者は、次の各号に該当する通報（以下「不当通報」という。）を行ってはならない。

（1）虚偽の通報

（2）自らが不正の利益を得ることを目的とする通報

（3）私怨又は他人への誹謗中傷を目的とする通報

（4）人事上の処遇に対する個人的な不満の解決を目的とする通報

（5）その他、誠実性を欠く通報

2 不当通報は、本規程に基づく内部通報には該当しないものとする。

（通報処理責任者）

第7条 通報の処理を統括するために通報処理責任者を置き、コンプライアンス・リスク管理担当理事がこれを担当する。

2 コンプライアンス・リスク管理担当理事の法令違反行為に関する事項の場合の通報処理責任者は、監事のうち1名とする。この場合、通報処理責任者となる監事は、監事の互選によってこれを定める。

3 総長が関与する事案等、総長への報告や総長による承認が適切ではない場合には、代表業務執行理事への報告や代表業務執行理事の承認を得るものとし、その代行順は学校法人法政大学寄附行為第7条により理事会があらかじめ定めた代理又は代行の順位に従う。なお、この場合、本規程において「総長」とあるのは「代表業務執行理事」に読み替えることとする。

（従事者の定め）

第8条 通報処理責任者は、通報の受付、調査、是正措置の全部又は一部の業務（以下「通報対応業務」という。）に従事する者で、かつ、当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達される者を、保護法第11条第1項が規定する公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として定めなければならない。

2 前項に基づいて従事者を定めた場合、通報処理責任者は、当該従事者に対し、書面等によりその旨を通知するとともに、守秘義務に関する責任その他必要な事項を通知する。

（利益相反の排除）

第9条 通報処理責任者は、通報された事案に関係する者等、公正な通報対応業務の実施を阻害するおそれのある者を通報対応業務に関与させてはならない。

## 第2章 通報の受付及び調査実施の決定

（内部通報の受付）

第10条 内部通報に該当する通報を受け付けたときは、総務部総務課は、通報者に対し、文書によりすみやかに当該通報を受け付けた旨を通知する。

2 通報が内部通報に該当しない場合、総務部総務課は、通報者に対し、第1項に準じてその旨を通知する。

（通報処理責任者への報告）

第11条 総務部総務課は、通報を受け付けたときは、通報処理責任者にその旨を報告する。

（調査実施の決定等）

第12条 通報処理責任者は、前条で受け付けた通報が次の各号に例示する調査不実施事由に該当するか否かを検討の上、調査の要否の決定を行うものとする。通報処理責任者は、調査を実施することを決定したときは、総長に報告する。

（1）訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の紛争処理に係る手続に現に係属し、又はこれらの手続によって解決又は処理を図ることが適当と認められるもの。

- (2) 通報対象事実が既に終結し、又は解決するなどにより、是正措置を講じることができないもの。
- (3) 過去に同一の通報者から同趣旨の通報が行われているもの（過去の通報への対応に対する異議、苦情又は意見を含む）。
- (4) 憶測や伝聞のみに基づくものや、客観的かつ合理的な根拠がないものであり、調査実施が困難であるもの。
- (5) その他、第1条第2項の趣旨に鑑み調査実施が必要であると認められないもの。
- 2 通報処理責任者が調査を実施しない旨の決定を行ったときは、総務部総務課は、通報者に対し、その旨及び理由を遅滞なく通知する。
- 3 調査の実施にあたっては、当該通報に含まれる事実の一部のみを対象として調査を実施することも妨げない。
- 4 第1項の決定にあたっては、通報処理責任者は、必要に応じて、通報者に対し内容の補足説明や追加資料の提出等を求めることができる。

### 第3章 公益通報への対応

#### （予備調査）

- 第13条 通報処理責任者は、第10条で受付した内部通報が公益通報に該当し、第12条において調査を実施すると判断した場合には、総務部総務課に対し、通報対象事実の確認、証拠資料の確保等の予備調査の開始を指示する。この場合において、総務部総務課は、予備調査に際し関連部局の協力を求めることができる。
- 2 総務部総務課は、予備調査にあたっては、通報者、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。
  - 3 総務部総務課は、必要に応じて、通報処理責任者の判断のもと、予備調査の補助を外部に委任することができる。ただし、委任を受ける者は、第8条の定めに基づき、通報処理責任者より従事者の定めを受けなければならない。
  - 4 総務部総務課は、予備調査の結果を直ちに通報処理責任者に報告しなければならない。また、通報処理責任者は、予備調査の結果について総長に報告する。
  - 5 第1項にかかわらず、通報処理責任者が、通報内容等に鑑みて直ちに第14条に定める調査委員会の設置が必要であると判断した場合は、予備調査を実施しないことがある。

#### （調査委員会）

- 第14条 通報処理責任者は、前条第4項の報告により予備調査の結果を判断し、必要と認めた場合には、あらかじめ総長の承認を得た上で、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。前条第5項に該当する場合も、同様とする。
- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。委員会の委員は、第8条の定めに基づき、通報処理責任者より従事者の定めを受けなければならない。
    - (1) 通報処理責任者
    - (2) 専任教職員の中から 1名以上4名以内
    - (3) その他総長が必要と認めて指名した者
  - 3 委員会には委員長を置き、前項第1号の委員をもってこれに充てる。
  - 4 委員会において決するべき事項が生じた場合には、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
  - 5 委員会は、事実関係の調査を行い、法令違反行為の有無を検討する。
  - 6 委員長は、調査の結果を直ちに総長に報告しなければならない。
  - 7 委員会は、調査にあたっては、通報者、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。
  - 8 委員会の事務局は総務部総務課とする。

#### （調査協力義務）

- 第15条 予備調査及び委員会による調査（以下「調査等」という。）を受ける教職員等（以下「被調査者」という。）は、調査等に協力をする義務を負うものとする。
- 2 被調査者は、調査等にあたって、事実の隠匿若しくは歪曲又は虚偽の回答その他の不正行為を行ってはならない。また、調査等の内容を他に漏らしてはならない。

(監督官庁等への報告)

第16条 調査等により法令違反行為が判明したときは、総長は、必要に応じて監督官庁等に対し、当該調査等の結果の報告を行う。

(是正措置)

第17条 調査等の結果、通報対象事実があると認められるときは、総長は、当該事実が発生した又は発生するおそれのある組織を担当する理事（以下「担当理事」という。）に対して是正措置及び再発防止措置等（以下「是正措置等」という。）の実施を求める。

2 担当理事は、是正措置等の実施方針を策定し、総長に報告しなければならない。

(通報者への連絡)

第18条 総務部総務課は、通報者に対して、通報された教職員等その他利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に十分に配慮しつつ、次の各号について、文書により遅滞なく通知するものとする。

- (1) 予備調査を行った場合、その結果と委員会の設置有無
- (2) 委員会による調査を行った場合、その結果
- (3) 是正措置等を実施した場合、その内容

## 第4章 準公益通報への対応

(準公益通報への対応)

第19条 通報処理責任者は、第10条で受付した内部通報が準公益通報に該当し、第12条において調査を実施すると判断した場合、次の各号のいずれかの対応をとる。

- (1) 通報対象事実の態様や被通報者の属性等に鑑みて、公益通報に準じた対応が必要であると判断した場合には、第13条乃至第18条を準用して対応する。
  - (2) 当該通報が前号に当たらないと判断した場合、必要に応じて、担当理事に事実確認及び事実であった場合の改善を依頼する。この場合、対応にあたって通報事案に係る関係者の氏名を知ることが必要である場合には、担当理事は、第8条の定めに基づき、通報処理責任者より従事者の定めを受けなければならない。
- 2 第1項第2号の事実確認の過程で、当該通報が公益通報に該当する疑いが生じた場合は、同項第1号に基づいて対応する。

(通報者への通知)

第20条 前条第1項第2号の対応をとることとした場合、総務部総務課は、通報者に対して、その対応をとった結果について、文書により遅滞なく通知するものとする。

## 第5章 是正措置等が適切に機能していない場合の措置

(是正措置等が適切に機能していない場合の措置)

第21条 通報者その他利害関係人より、是正措置等が適切に機能していない旨の通知及び指摘があった場合、総長は、担当理事に対し、当該事実を確認の上、必要に応じて再度の是正措置等を実施するよう要請する。

- 2 担当理事は、前項の対応にあたって通報事案に係る関係者の氏名を知ることが必要である場合には、第8条の定めに基づき、通報処理責任者より従事者の定めを受けなければならない。

## 第6章 通報者等の保護と守秘義務

(通報者等の保護)

第22条 本法人及び教職員等は、内部通報を行った教職員等に対し、その通報を行ったことを理由として、解雇、労働者派遣契約の解除、その他の不利益な取扱い（降格、減給、その他懲戒処分、派遣労働者の交代を求めること、損害賠償請求等）及び嫌がらせ、正当な理由なく通報者の特定を試みる行為（以下、あわせて「不利益取扱い」という。）を行ってはならない。

- 2 不利益取扱いを受けている旨の連絡が通報者からあった場合には、総務部総務課は、関連部局と共同で事実関係の調査を行い、その調査結果を総長及び通報処理責任者に報告する。

- 3 前項の調査の結果、通報者に対する不利益取扱いが確認された場合は、本法人は、その行為者に対

してその行為を中止させ、また可能な限りにおいて過去に遡及して解消させるとともに、行為者が教職員の場合は、学内規定を適用し所定の手続きを経て、処分の検討を行う。なお、役員及び評議員もこれに準ずる。

（通報対応業務に関与した者の守秘義務）

第23条 委員会の委員その他通報対応業務に関与した者は、調査等及び事実確認（以下「調査・事実確認等」という。）の対応上必要最小限の範囲での開示又は共有を行う場合を除き、通報者の氏名や所属等、個人が特定されうる情報、通報内容、調査・事実確認等の内容及び結果を他に開示してはならないものとする。本法人の教職員等でなくなった後も同様とする。

（通報者等の守秘義務）

第24条 通報者は、総務部総務課又は弁護士から通知された調査・事実確認等の結果等の情報を、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

2 被調査者は、調査・事実確認等の事実、質問内容、回答内容その他の調査によって知り得た情報を第三者に開示してはならない。

（通報妨害・調査妨害の禁止）

第25条 教職員等は、次の各号に定めることを行ってはならない。

- （1）通報内容に関する証拠の毀損、隠匿、改ざん、通報内容の第三者への拡散、その他調査等の妨げとなる行為（第15条第2項に定める不正行為を含む）
- （2）正当な理由なく、内部通報をしない旨の合意を求めること等により、通報受付窓口に通報しようとすることを妨げる行為
- （3）正当な理由なく、通報者の特定を試みる行為

（守秘義務違反等への対応）

第26条 前三条に抵触又は違反する行為が確認された場合、本法人は、その行為者に対してその行為を中止させ、また可能な限りにおいて過去に遡及して解消させるとともに、行為者が教職員の場合は、学内規定を適用し所定の手続きを経て、処分の検討を行う。なお、役員及び評議員もこれに準ずる。

## 第7章 調査報告書等の取扱い

（調査報告書等の取扱い）

第27条 調査・事実確認等の結果をまとめた報告書及び当該報告書に付属する資料（以下「調査報告書等」という。）は、原則として非公開とする。但し、法令及び所轄官庁のガイドラインにより、当該調査報告書等を公開することが義務付けられている場合を除く。

- 2 前項により調査報告書等を開示する場合、法令等で定められている場合を除き、「学校法人法政大学情報公開規程（規定第1028号）」に準じて、通報処理責任者が開示部分を判断するものとする。
- 3 調査・事実確認等の過程で取得した資料や、同様に議論及び検討のために作成された資料については、その一切を非公開とする。

## 第8章 監事への報告

（監事への報告）

第28条 通報処理責任者は、内部通報を受付し、調査・事実確認等が完了した場合、その結果について、第23条に十分配慮した上で、監事に報告するものとする。ただし、監事が関与する事案等、監事への報告が適切ではない場合を除く。

## 第9章 内部通報制度の周知等

（内部通報制度の周知）

第29条 通報処理責任者は、保護法及び本法人の内部通報対応体制について、教職員等に対して、年度毎に周知を実施しなければならない。

- 2 総務部総務課は、内部通報対応体制の仕組みや通報者に対する不利益取扱いに関する質問及び相談に対応する。

(運用実績の開示)

第30条 通報処理責任者は、通報受付窓口に寄せられた通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、教職員等の開示する。

付 則

- 1 この規程は、2010年4月1日から制定し施行する。
- 2 この規程は、2016年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、2017年3月3日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、2017年11月8日から一部改正し施行する。(規程改廃について職務権限規程を適用するための改正)
- 5 この規程は、2022年4月1日から一部改正し施行する。
- 6 この規程は、2024年6月1日から一部改正し施行する。
- 7 この規程は、2025年6月12日から一部改正し施行する。
- 8 この規程は、2026年9月25日から一部改正して施行し、施行日以降の通報から適用する。ただし、第7章については従前の内部通報に関する調査報告書等にも適用する。

(追59)